



日本脳炎の予防接種について（小学生以上）



光市健康増進課

◆日本脳炎とは・・・

日本脳炎ウイルスによっておこる中枢神経（脳や脊髄など）の疾患で、蚊を介して感染します。以前は子どもや高齢者に多くみられた病気です。突然の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、意識障害や麻痺等の神経系の障害を引き起こす病気で、後遺症を残すことや死に至ることもあります。

一般に、日本脳炎ウイルスに感染した場合、およそ1, 000人に1人が日本脳炎を発症し、発症した方の20～40%が亡くなってしまいますといわれています。また、生存者の45～70%に精神障害などの後遺症が残ってしまうといわれています。

◆日本脳炎で使うワクチン

現在使用されている「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」は、日本脳炎ウイルスをV e r o細胞（アフリカミドリザル腎臓由来株化細胞）で増殖させて、得られたウイルスを採取し、ホルマリンで不活化（感染性を失くすこと）して製造されています。ワクチン接種により、日本脳炎の罹患リスクを75～95%減らすことができると報告されています。

◆接種スケジュール

【標準的な接種】

第1期接種

初回接種については3歳～4歳の期間に6～28日までの間隔をおいて2回、追加接種については2回目の接種を行ってから概ね1年を経過した時期に1回の接種を行います。

第2期接種

9歳～10歳までの期間に1回の接種を行います。

【特例対象】

対象：平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方

内容：20歳になるまでの間、定期接種として実施することができます。

◆副反応

主なものは発熱、せき、鼻水、注射部位の紅斑や腫れ発疹などで、これらの副反応のほとんどは接種3日後までにみられています。なお、ごくまれにショック、アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎（ADEM※）、脳症、けいれん、急性血小板減少性紫斑病などの重大な副反応がみられることがあります。

※ADEM（アデム、急性散在性脳脊髄炎）とは、ワクチン接種後に、まれに発症することがあるといわれる脳神経系の病気です。ワクチン接種後の場合は、接種後数日から2週間程度で発熱、頭痛、けいれん、運動障害などの症状が現れます。ステロイド剤などの治療によって多くの患者さんは後遺症を残すことなく回復しますが、運動障害や脳波異常などの神経系の後遺症が残る場合があるといわれています。

＜裏面へ続く＞

◆接種に当たっての注意事項

お子さんが受けるべきワクチンの種類や時期を確認してください。接種するワクチンのメリットや副反応（副作用）について接種医などと相談し、よく理解し接種を検討してください。

予防接種は体調が良いときに受けるのが原則です。いつもと様子が異なる、何となく調子が悪いという時は、受けることができるかどうかを、必ず接種医に相談しましょう。

また、お子さんが以下の状態の場合には予防接種を受けることはできません。

- 1 明らかな発熱を呈している場合
- 2 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- 3 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな場合

◆予防接種を受けた後の注意事項

- 1 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意してください。
- 2 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受けてください。その場合には光市健康増進課にも連絡してください。

◆予防接種による健康被害救済制度

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

○健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合は、診察した医師、光市健康増進課へご相談ください。



問合せ先 光市健康増進課 0833—74—3007